

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人音楽と演劇

三 代表者の氏名

太田 貴信

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字山口五千六十四番地の六 六十二―一―五百六

五 定款に記載された目的

この法人は、音楽や演劇を志す人々が夢に向かって進んでいくための支援活動を行うとともに、音楽・演劇のあるまちづくりを推進し、国内外で活動する個人、団体との交流を通して、音楽や演劇を鑑賞したり、参加したり、創造したりする機会を創出するとともに、社会の人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していくことに寄与することを目的とする。